

地発 0913 第 2 号

基総発 0913 第 2 号

平成 22 年 9 月 13 日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省大臣官房地方課長

(公印省略)

厚生労働省労働基準局総務課長

(公印省略)

労働基準監督署の内部組織の担当部署名変更に係る周知等
の対応について

労働基準監督署（以下「署」という。）の内部組織の担当部署名変更については、平成 22 年 9 月 13 日付地発 0913 第 1 号「労働基準監督署及び公共職業安定所等の内部組織基準等の改正について」（以下「内部組織基準」という。）により通知したところであるが、今般の変更は、平成 22 年 10 月 1 日から実施することとしていることから、下記により、事業主及び労働者等に十分周知を図るとともに、各種表示の変更等実施準備に係る対応を適切に行うことにより、その実施に遺憾なきを期されたい。

記

1 名称変更の周知について

署の内部組織の担当部署名変更に係る周知広報については、本省において広報することとしているので、別添広報文を参考とし、各局においても、ホームページや事業主団体等が発行する機関紙・誌、地方公共団体が発行する広報紙・誌等を通じた積極的な広報に努めること。

2 各種表示等の名称変更等について

署に掲示されている担当部署に係る案内板の表示等については、担当部署名の変更を実施する日において、その変更を確実に行うこと。

なお、案内板等の変更に係る諸経費については、別途予算措置することとしていること。

3 名称変更に伴う人事異動通知書の取扱について

(1) 部署名の変更

今般の部署名の変更については、実質的な人事異動は予定されていないものであるが、部署名の変更については、次の参考例等により、職員に周知すること。

また、部署名の変更については、内部組織基準の変更に伴い、次の記載例に従って人事記録に所要の事項を記載すること。

(記載例)

年月日	勤務記録事項	発令者
22. 10. 1	地発第〇号により、〇〇課長となった	〇〇労働局長
22. 10. 1	地発第〇号により、〇〇課となった	〇〇労働局長

(参考例)

○2 課制署

現官職		新官職
第1課長	→	監督課長（監督・安衛課長）
第2課長	→	労災・安衛課長（労災課長）

○3 課制署

現官職		新官職
第1課長	→	監督課長
第2課長	→	安全衛生課長
第3課長	→	労災課長

(2) 人事異動関係事務

人事異動関係事務については、実質的な異動を伴わず、単に部署名の変更のみであることから、人事異動通知書の作成を省略し、部署名の変更に伴う新たな配属先及び官職名の変更については上記（1）の通知等によって職員に周知することにより、事務処理の省力化を図ることとする。

労働基準監督署内の課名を分かりやすく変更します ～平成 22 年 10 月 1 日から～

厚生労働省は、10 月 1 日から労働基準監督署内の課名を業務内容に沿った名称に変更します。利用者から問い合わせ先が分かりにくいといったご意見などがあるため、名称変更により、国民サービスの向上に努めます。

現在使用している「第 1 課」、「第 2 課」などの課名は、変更後は下の図のようになります。

なお、今回の変更は名称のみで、担当業務、受付窓口等の変更はありません。

● 3 課体制の場合

(現行)		(変更後)	
第 1 課	→	監督課	… (監督及び庶務業務担当)
第 2 課	→	安全衛生課	… (安全衛生業務担当)
第 3 課	→	労災課	… (労災業務担当)

● 2 課体制の場合 (※)

(現行)		(変更後)	
第 1 課	→	監督課	… (監督及び庶務業務担当)
第 2 課	→	労災・安衛課	… (労災及び安全衛生業務担当)

※ 労働基準監督署によっては、第 1 課が安全衛生業務を担当している場合があります。